



三重県公報

平成30年9月18日（火）

第 3041 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
71	三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿介護課)	2
72	知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則	(漁業環境課)	2
告 示			
602	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	3
603	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	3
604	平成30年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	3
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	4
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5
	同件	(同)	5
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(都市政策課)	5
特定調達公告			
	落札者を決定した旨	(情報システム課)	6
	随意契約の相手方を決定した旨	(教育委員会)	6
お 知 ら せ			
	落札者なしと決定した旨	(教育委員会)	6

規 則

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年九月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十一号

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「できる」を「でき、第一項第三号ロの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする」に改め、同条第七項中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百四条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第百八十八条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布します。

平成三十年九月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十二号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十条第二項の規定に基づき、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（くろまぐろに係るものに限る。以下「県計画」という。）に定める知事管理量（法第八条第二項に規定する知事管理量をいう。以下同じ。）に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止その他くろまぐろの採捕に関し必要な命令を次のように定める。

（採捕の停止命令の発動要件）

第二条 知事は、管理期間（くろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間をいう。以下同じ。）ごとくに、三重県における三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、県計画に定める知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときには、その旨を直ちに告示するものとする。

（知事管理量に係る採捕の停止命令）

第三条 知事が前条の規定による告示をした場合には、当該告示の日の翌日から当該告示の日が属する管理期間の末日までの間、県計画で対象とする漁業を営む者及び遊漁をする者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

告 示

三重県告示第 602 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	さんあい薬局株式会社 石薬師店	鈴鹿市石薬師町字西裏 2069-2		薬局	平成 30 年 9 月 1 日
薬局	クスリのアオキ江場薬局	桑名市大字江場 1316 番地 1		薬局	平成 30 年 9 月 1 日
薬局	健やか薬局 明和店	多気郡明和町斎宮北野 3726-1		薬局	平成 30 年 9 月 1 日

三重県告示第 603 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 30 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
訪問看護	上野訪問看護ステーション“伊いね”	伊賀市上野東町 2922-4-1	伊賀市上野田端町 918 番地 2		訪問看護	平成 30 年 7 月 17 日

三重県告示第 604 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 30 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女 平成 30 年 10 月 15 日（月）まで	平成 30 年 10 月 21 日（日）	平成 31 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目	試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女 陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

鵜川原北部土地改良区（三重郡菰野町大字下村 42 番地）

退任理事

三重郡菰野町大字川北 619 番地 1	門 脇 正 佳
〃 〃 大字諏訪 3603 番地	堀 内 祐 次
〃 〃 大字大強原 1210 番地 1	村 上 誠
〃 〃 〃 595 番地 1	伊 藤 吉 忠
〃 〃 大字諏訪 1883 番地	堀 内 勝
〃 〃 〃 1939 番地	服 部 功
〃 〃 大字川北 534 番地	人 見 忠 孝
〃 〃 〃 538 番地	松 本 保
〃 〃 〃 582 番地	河 村 善 仁
〃 〃 大字下村 227 番地	稲 葉 正 見
〃 〃 〃 1363 番地	稲 葉 正 寿

退任監事

三重郡菰野町大字下村 197 番地	大 橋 治
〃 〃 大字川北 492 番地	寺 本 豊

就任理事

三重郡菰野町大字川北 538 番地	松 本 保
〃 〃 大字諏訪 1939 番地	服 部 功
〃 〃 大字川北 586 番地	萩 久 和
〃 〃 〃 582 番地	河 村 善 仁
〃 〃 〃 621 番地 2	萩 寛 文
〃 〃 大字諏訪 3601 番地	梅 枝 幹 夫
〃 〃 〃 1883 番地	堀 内 廣 喜
〃 〃 大字下村 761 番地	小 林 日 出 夫
〃 〃 〃 1364 番地	稲 葉 正 寿

三重郡菰野町大字大強原 1210 番地 1

” ” ” 595 番地 1

就任監事

三重郡菰野町大字川北 492 番地

” ” 大字下村 751 番地

村 上 誠

伊 藤 吉 忠

寺 本 豊

加 藤 正 行

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 30 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 2 月 22 日まで
- 3 作業地域
松阪市及び多気郡多気町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

平成 30 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（4 級基準点測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 7 月 10 日から同年 9 月 28 日まで
- 3 作業地域
津市藤方

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、鈴鹿市白江土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成 30 年 9 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
鈴鹿市白江土地区画整理組合
鈴鹿市南江島町 19 番 26 号
- 2 事業施行期間
平成 14 年 4 月 2 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
鈴鹿市白子町字深田及び字箱塚の各一部、江島町字細合池の全部、字鬼黒、字亀池及び字高塚の各一部並びに東旭が丘四丁目及び六丁目の各一部
- 4 設立認可の年月日
平成 14 年 4 月 2 日
- 5 変更認可の年月日
平成 30 年 9 月 18 日

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年9月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県共通機能基盤再構築及び運用保守業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町13番地
三重県地域連携部情報システム課 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成30年7月18日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中区錦二丁目17番21号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海 代表取締役 前田 栄次 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 289,860,000 円
契約金額 315,651,160 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成30年6月1日 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年9月18日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第2種中間検査B） |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局高校教育課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 平成30年8月2日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 静岡県静岡市清水区三保3797番地
株式会社三保造船所 代表取締役社長 鈴木 健悟 |
| 5 | 契 約 金 額 | 31,623,480 円（うち消費税及び地方消費税 2,342,480 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に
該当 |

お 知 ら せ

物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により平成30年5月29日付け三重県公報第3009号に登載しました、三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第2種中間検査B）に係る一般競争入札については、次のとおり落札者なしと決定しました。

平成30年9月18日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第2種中間検査B） |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局高校教育課 |
| 3 | 入 札 結 果 | 落札者なし
理由：予定価格に達しなかったため、落札者なしとします。 |
| 4 | 落札者なしと決定した日 | 平成30年7月13日 |
| 5 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 6 | 入 札 公 告 日 | 平成30年5月29日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
